

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務における捕獲確認業務の効率化

提案団体

岡山県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)上明確化する。また、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

野生鳥獣による農作物被害の一層の軽減のため、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)」を活用し鳥獣の捕獲強化に努めているところである。

当該事業に係る捕獲確認の方法は、捕獲現場において捕獲個体を実際に確認する「現地確認」又は処理加工施設において捕獲個体を確認する「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合、写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行うこととされている。また、捕獲確認を行った市町村等の職員は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害鳥獣捕獲確認書」(以下「捕獲確認書」という。)を作成することとされている。

【支障事例】

県下の市町村では、3種類全ての方法で捕獲確認を行っているが、市町村によっては、捕獲確認の件数が4,000件/年を超える場合がある。捕獲活動経費を交付するための証拠書類として捕獲確認書を作成する必要があり、市町村の職員にとって書類作成業務が負担となっている。

なお、捕獲確認アプリを用いて捕獲確認業務を行いたいと考えている市町村はあるが、実施要領上、可能であるか不明確なため、導入推進の支障となっている。

【支障の解決策】

捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを実施要領上明確化するとともに、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要することで、事務に係る時間を短縮することができる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

確認者である市町村等の職員の事務負担が軽減され、他の鳥獣被害防止に係る業務に注力することができる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記4第2の2(2)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、久留米市、熊本市

○鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に係る捕獲確認業務について、個体写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行っているが、捕獲頭羽数の増加に伴い、職員の確認及び書類作成業務が増加していることから、提案団体と同様の支障事例が生じており、本市においても捕獲確認アプリ導入の検討を行っている。

○捕獲確認アプリによる捕獲確認については、地方農政局及び都道府県担当者限りの資料である「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る執務参考資料（令和5年4月）」のP.82において認められているが、交付申請者が確認することができる資料である実施要領においては明記されていない。実施要領に明記することにより、捕獲確認アプリの導入が促進され、市町村職員の事務負担の軽減が期待される。なお、捕獲個体の管理に当たっては、環境省が運用している捕獲情報収集システムとの連携についても検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、実施要領別記4第2の2の(2)において、確認者（都道府県又は市町村職員）が①捕獲現場で直接捕獲個体を確認する「現地確認」、②処理加工施設で捕獲者が搬入した捕獲個体を確認する「搬入確認」、③写真及び証拠物により確認する「書類確認」による方法を規定しており、いずれの場合も確認者は捕獲確認書を作成することを必須としています。現在、実施要領において、捕獲確認に必要となる書類の具体的な提出方法は規定していないところですが、捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、その表記方法等を検討します。

捕獲確認書については、実施要領に示す記載事項が網羅されているのであれば、アプリのデータを活用して効率的に確認書に集計することが可能と考えますが、確認書そのものについては、これまでに発生した不正事案への対応策として定めたものであるとともに、捕獲活動経費の支払いに係る証拠書類にもなるものですので、作成を不要とすることはできません。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領への捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、捕獲確認業務の効率化の早期実現に向け、表記方法等の検討をお願いしたい。

また、捕獲個体の不正流用防止の必要性は重々承知するところであるが、そのために必要なデータは全て捕獲確認アプリにより集積されるのだから、そのデータがあれば証拠書類として十分であり、別途捕獲確認書の作成を要しない又は当該データを捕獲確認書とみなすこととするのでよいのではないかと。仮に捕獲確認書の作成がどうしても必要であるとしても、捕獲確認アプリのデータ活用を含め、記載内容を簡素化するなど、地方自治体の事務負担軽減に御配慮いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、令和6年4月改正予定の実施要領に反映すべく検討を進めます。

捕獲確認書については、第1次回答で示したとおり、これまでに発生した不正事案への対応策、また捕獲活動経費の支払いに係る証拠書類となるものであるため、作成そのものを不要とすることはできません。

一方、実施要領に示す捕獲確認書は、支払根拠として必要な事項を示すとともに、参考様式とすることで事業実施主体の裁量を残しており、実施要領に示している情報が網羅されていることを条件として、捕獲確認書のデータ形式や体裁はその裁量の範囲となります。

このため、捕獲確認アプリが不正防止を確保できるソフトウェアであって、出力されるデータが実施要領に示している情報を網羅し、県が確認できると認められたものであれば、当該出力データを捕獲確認書とみなすことは可能です。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

###### (12) 鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」(平20農林水産省生産局長通知)を令和5年度中に改正するとともに、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に周知する。